

答 申 書
(答 申 第 377 号)
令和 5 年 (2023 年) 12 月 13 日

1 審査会の結論

北海道公安委員会が、特定の期間に審査請求人自身が電磁波を照射された記録を不存在としたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明要旨

別紙のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「第 26 回参議院議員通常選挙公示日から北海道公安委員会が本開示請求書を受け付けるまでの間に自身が電磁波を照射された記録」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道公安委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、実施機関が管理する文書は、公安委員会の文書の管理に関する規則（平成 13 年北海道公安委員会規則第 15 号。以下「文書管理規則」という。）第 3 条で規定されており、本件開示請求に係る公文書（記録）は、実施機関では管理していないことを理由として、北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。ただし、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年北海道条例第 34 号）第 1 条の規定による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第 17 条の規定に基づき、令和 4 年 7 月 28 日付け道公委第 151 号で公文書不存在通知処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、必ず文書が存在するはずであるとして、文書の開示を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 請求人は、実施機関が行った本件処分が不服であるとして、概ね次のとおり主張する。

(ア) 自身は毎日のように強電磁場電磁波によるレーザー照射を受けており、加者側が、恣意をもって作造したと考えられ、必ず文書が存在するはずである。

即日レーザーの一方向的照射を止めることを求めるために、文書の開示が必要である。

(イ) 実際に事実があるものに、文書の開示を求めることは当然である。

連鎖を生まないように、告訴し、刑罰、賠償などを求めていくのに必要である。

イ 実施機関は、本件処分の妥当性について、概ね次のとおり主張する。

(ア) 実施機関が管理する文書は、文書管理規則第 3 条で規定されており、本件開示請求の対象となる記録（以下「対象記録」という。）は、実施機関が管理する文書には含まれない。

(イ) 実施機関は、念のため対象記録の探索を実施しているが、実施機関が管理する公文書の中に対象記録に該当するものの存在は確認できなかったため、本件処分を行ったものである。

(ウ) 審査請求書から、請求人は、実施機関や警察（以下「実施機関等」という。）が請求人に対して何らかの電磁波を照射しているため、その記録が実施機関に存在すると主張しているものと解される。

しかしながら、実施機関等が、請求人を含む特定の個人に対して請求人が主張するような電磁波を照射することはないから、もとより、実施機関において請求人が主張するような記録（公文書）を作成・取得することはないため、対象記録は存在しない。

(エ) その他にも請求人は、審査請求の趣旨及び理由において縷々主張しているが、いずれも対象記録の存在を窺わせるものではなく、認めることはできない。

ウ 以下、実施機関が行った本件処分の妥当性について、当審査会の考え方を詳述する。

旧条例第2条第2項は、公文書について、「実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、官報白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。」と定義している。

そして、その趣旨及び解釈については、「北海道情報公開条例の施行について」（平成10年4月1日付け文書第2001号総務部長通達。ただし、令和5年3月28日付け文書第9422号総務部長通達による改正前のもの。以下「旧通達」という。）において、以下のとおりとされている。

(ア) 「実施機関が管理している」とは、知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則（平成10年北海道規則第46号。）等に基づいて、実施機関が保管又は保存していることをいう。

(イ) なお、「実施機関が管理しているもの」であれば、決裁、報告等の手続が外形的に省略されているものでも対象公文書となるものである。

(ウ) また、「当該実施機関が組織的に用いるもの」とは、当該公文書がその作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のものを意味する。したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためだけに利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研さんのための研究資料、備忘録等）、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階にとどまるもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等。なお、担当職員が原案の検討過程で作成する文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）などは、組織的に用いるものに該当しない。

エ 実施機関は、前記イのとおり、対象記録は実施機関が管理する文書には含まれないことから、本件処分を行ったと説明する。

また、弁明書において、念のため対象記録の探索を行った結果、実施機関が管理する公文書の中に対象記録に該当するものの存在は確認できず、更に、請求人の主張する事実は存在しえないことから、もとより、実施機関において対象記録を作成又は取得することはないと主張する。

これを検討するに、実施機関の主張に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、実施機関が行った探索についても、特段の問題はないと認められ、請求人が、実施機関において対象記録を保有していると認めるに足る具体的な根拠を示していないことも踏まえると、対象記録の存在を確認できなかったとする実施機関の説明は、首肯することができる。

したがって、実施機関が本件処分を行ったことは、妥当であると判断する。

オ なお、実施機関は、本件処分に係る公文書不存在通知書（以下「本件通知書」という。）において、実施機関が管理する文書は文書管理規則に規定されており、対象記録は実施機関では管理していない旨を、公文書が存在しないことの理由（以下「不存在理由」という。）として記載している。

しかしながら、弁明書によると、実施機関は、本件処分を行う際に念のため対象記録の探索を実施しており、物理的にもその存在を確認できなかったとのことである。

旧通達では、不存在理由の付記について、単に存在しないことのみではなく、その具体的な事情を記載することを求めているが、この際の原因付記については、条例に規定されている公文書

の開示をしないことと決定した際の理由付記と同様に、当該処分理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分理由をその開示請求を行った者に知らせることによって、その不服申立に便宜を与える趣旨に出たものであると捉えることが相当であると考えられる。

そうすると、実施機関が本件通知書に記載した理由では、対象記録は存在しているものの公文書には該当しないため本件開示請求の対象とならないのか、そもそも物理的に不存在であるのか、判然としないものとなっているといわざるを得ず、上記の理由付記制度の趣旨に鑑みると、本件通知書に記載する不存在理由については、探索の結果、その存在を確認できなかったことについても言及することがより望ましいものといえる。

実施機関においては、今後、公文書が存在しない旨を通知する際には、通知書の記載内容から不存在である理由が明らかとなるよう、より具体的な理由付記を行うよう努められたい。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張については、本件における条例の解釈適用を左右するものではないことから、いずれも採用することができない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 経 過 |
|-------------------------|---|
| 令和4年11月10日 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号 687） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し（令和4年8月8日受理。受理番号「道公委第164号」のもの）、③審査請求書の写し（令和4年8月9日受理。受理番号「道公委第166号」のもの）、④審査請求書の写し（令和4年8月9日受理。受理番号「道公委第167号」のもの）、⑤審査請求書の写し（令和4年8月12日受理。受理番号「道公委第172号」のもの）、⑥審査請求書の写し（令和4年8月12日受理。受理番号「道公委第173号」のもの）、⑦審査請求書（②～⑥）対比表、⑧電話通信用紙の写し（令和4年8月8日作成のもの）、⑨公文書開示請求書の写し、⑩電話通信用紙の写し（令和4年7月21日作成のもの）、⑪公文書不存在通知書の写し、⑫審査請求の概要、⑬弁明書の写し）の提出 |
| 令和5年7月27日 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託 |
| 令和5年9月12日 （第一部会） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議 |
| 令和5年11月27日 （第一部会） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案骨子審議 |
| 令和5年12月7日 （第118回全体会） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案審議 |
| 令和5年12月13日 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 答申 |